

2月定例教育委員会会議 議事録

平成31年2月21日
午前10時30分開会
さんくす3番館4階大会議室

出席委員

原田勝 教育長
大谷佐知子 委員
安達友基子 委員

谷口学 教育長職務代理者
和泉慎次 委員
福田知弘 委員

出席説明員

橋本敏子 学校教育部長
大江慶博 教育監
植田聡 学校教育部長指導室長兼務
生駒靖子 教育政策室長
由上正幸 教育センター所長
古谷俊彦 資産経営室総括参事
中井建志 指導室参事・指導主事
林野優子 地域教育部参事
杉本典生 青少年室参事
林勝放 課後子ども育成課長
上田祥代 教育政策室主幹

木戸誠 地域教育部長
道場久明 学校教育部次長教育総務室長兼務
落俊哉 地域教育部次長
橋本健一 保健給食室長
前田隆男 青少年室長
中村美和 教育総務室参事
宮東里花 中央図書館長
西本安秀 文化財保護課長
西田拳典 青少年室参事
相原修子 保育幼稚園室参事
添田いよし 千里山・佐井寺図書館長代理

記録者

松下麻希子 教育政策室主査

2月定例教育委員会会議 議事録

午前10時30分 開会

- 原田勝教育長 ただ今から2月定例教育委員会会議を開催いたします。
署名委員に和泉委員を指名いたします。
記録者に松下教育政策室主査を指名いたします。
本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。
- 生駒靖子教育政策室長 本日の傍聴席の設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者数は1名でございます。
- 原田勝教育長 それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 原田勝教育長 異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。
- 傍聴者入場 —
- 原田勝教育長 それでは、議事日程に従いまして、日程第1 議案第8号「吹田市自然体験交流センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 西田挙典青少年室参事 日程第1 議案第8号「吹田市自然体験交流センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。
本案の提案理由でございますが、本市では、公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、平成16年度（2004年度）から指定管理者制度の導入に取り組んできたところです。
制度の導入から、10年以上が経過し、指定管理者制度により運営する施設が増え、担い手となる事業者も拡大してきたことなどにより、制度を運用する上で課題が見えてきたことから、平成30年（2018年）4月1日付けで本市の指定管理者制度についての運用指針等のマニュアルの見直しを行いました。
この見直しの1つとして、第三者によるモニタリング・評価を指定管理者候補者選定委員会で実施することに伴い、委員の構成について必要な見直しを行うものです。
恐れ入りますが、吹田市自然体験交流センター条例施行規則現行・改正案対照表の第21条を御覧ください。
指定管理者候補者選定委員会の委員について、現行の委員構成を、「学識経験者2名以内」を「1名以内」に、また、「吹田市の職員」を見直し、「社会教育に関し専門的知識又は経験を有する者1名以内」、「学校教育に関し専門的知識又は経験を有する者1名以内」とするものです。

また、この見直しにより、市の職員は外れますので、「任命」という文言を削除し、「委嘱」に統一するものでございます。

第5条については、文言の整理、また、第11条については、今回の改正に伴う規定の整備でございます。

なお、この規則改正の施行期日は公布の日とするものでございます。

以上が、提案理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

原田勝教育長
福田知弘委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

改正案第21条第2号の社会教育に関し専門的知識又は経験を有する者とは、どのような方を想定していますか。

西田挙典青少年室参事

社会教育委員や、青少年対策委員会、青少年指導委員会などの青少年関係の団体の方を想定しております。

原田勝教育長
全委員

他に、御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第8号「吹田市自然体験交流センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第2 議案第9号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

杉本典生青少年室参事

日程第2 議案第9号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本件は、指定管理者候補者選定委員会の構成について、改正を行うものでございますが、先に御審議いただきました、議案第8号の吹田市自然体験交流センター条例施行規則と同様の改正を行うものです。

恐れ入りますが、議案第9号の吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザの管理運営に関する規則現行・改正案対照表の第23条を御覧ください。

指定管理者候補者選定委員会の委員について、現行の委員のうち、「吹田市の職員」を見直し、代わりに「社会教育に関し専門的知識又は経験を有する者1名以内」とするものです。

また、この見直しにより、市の職員は外れますので、「任命」という文言を削除し、「委嘱」に統一するものでございます。

第6条、第18条については、文言の整理、また、第14条については、今回の改正に伴う規定の整備でございます。

なお、この規則改正の施行期日は公布の日とするものでございます。

以上が、提案理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。
異議なし。

異議なしと認め、議案第9号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第3 議案第10号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ青少年交流活動支援業務委託事業者選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

杉本典生青少年室参事

日程第3 議案第10号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ青少年交流活動支援業務委託事業者選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本件は、委託事業者選定委員会の構成について、改正を行うものでございますが、先に御審議いただきました、議案第8号の吹田市自然体験交流センター条例施行規則と同趣旨の改正を行うものです。

委託事業者選定委員会につきましては、第三者のモニタリングについては行われませんが、事業者選定の過程についても、今後は市の職員を委員として任命しない方向となっており、今回改正を行うものです。

恐れ入りますが、議案第10号の吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ青少年交流活動支援業務委託事業者選定委員会規則現行・改正案対照表の第3条を御覧ください。

委託事業者選定委員会の委員について、現行の委員構成の枠組みを明確にするため、「学識経験者2名以内」に、また、「青少年に対する支援その他の活動に関し専門的知識又は経験を有する者1名以内」、「吹田市の職員」を見直し、代わりに「社会教育に関し専門的知識又は経験を有する者1名以内」、「公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者1名以内」とするものです。

また、文言の整理及びこの見直しにより、市の職員は外れますので、「任命」という文言を削除し、「委嘱」に統一するものでございます。

なお、この規則改正の施行期日は公布の日とするものでございます。

以上が、提案理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

原田勝教育長
谷口学教育長職務代理者

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

改正案第3条第2項第2号の青少年に対する支援その他の活動に関し、専門的知識又は経験を有する者とは、具体的にはどのような方を想定してありますか。

杉本典生青少年室参事
原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

未来館の運営協議会の委員や、青少年委員会の委員を想定しております。他に、御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第10号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり

未来館青少年活動サポートプラザ青少年交流活動支援業務委託事業者選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第4 議案第11号「吹田市立図書館窓口等業務委託事業者選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

添田いよし千里山・佐井寺図書館長代理

日程第4 議案第11号「吹田市立図書館窓口等業務委託事業者選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本件は窓口等業務委託業者選定委員会の構成について、改正を行うものでございます。

先に御審議いただきました議案第8号吹田市自然体験交流センター条例施行規則から議案第10号吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ青少年交流活動支援業務委託事業者選定委員会規則と同趣旨の改正を行うものです。

恐れ入りますが、議案第11号の吹田市立図書館窓口等業務委託事業者選定委員会規則現行・改正案対照表の第3条を御覧ください。

現行の委員のうち、「吹田市の職員」を見直し、代わりに、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」とするものです。

また、こちらの文言と合わせるため、「吹田市立の小学校又は中学校の校長又は教員」を見直し、「学校教育又は社会教育の関係者」といたします。

この見直しにより、市の職員は外れますので、「任命」という文言を削除し、「委嘱」に統一するものでございます。

なお、この規則改正の施行期日は公布の日とするものでございます。

以上が、提案理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

大谷佐知子委員

改正案第3条第2項第3号の家庭教育の向上に資する活動を行う者とは具体的にどのような方を想定していますか。

添田いよし千里山・佐井寺図書館長代理

家庭文庫の代表者や、おはなしボランティアグループ、PTAの推薦者を想定しております。

原田勝教育長

他に、御意見はございませんか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第11号「吹田市立図書館窓口等業務委託事業者選定委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第5 議案第12号「吹田市いじめ防止基本方針の一部改正について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中井建志指導室参事・指導主事

日程第5 議案第12号「吹田市いじめ防止基本方針の一部改正について」を、指導室より御説明申し上げます。

本基本方針は平成28年8月に策定しましたが、平成29年3月に国の

いじめの防止等のための基本方針が改定され、併せて、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインも策定されたことを踏まえ、まずは教育委員会又は学校が担う部分を平成29年8月に一部改正致しました。

この度は、主に市長及び市長部局が担う部分について、本基本方針を一部改正致します。

現行・改正案対照表を御覧ください。

3 重大事態への対処の(3) 調査結果の報告及び提供ですが、いじめを受けた児童生徒等及びその保護者に対し説明する主体を「教育委員会又は学校」と明記し、他の児童生徒等のプライバシーの保護に関して、「いたずらに個人情報保護を優先し説明を怠るようなことがないようにします。」と追記しております。

更に、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望すれば、「所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出します」と追記しております。

続いて(4) 市長の再調査等では、イに再調査の実施機関を明記し、ウには、いじめを受けた児童生徒等及びその保護者に対する再調査の結果説明の詳細を追記しております。

更にエ・オとして、再調査の結果を教育委員会に速やかに通知すること、議会に報告することを追記しております。

また、(5) として、調査結果後、特段の支障がなければ公表すること、(6) として、調査結果を踏まえ、教育委員会又は学校が行う対処、又は必要な措置について、再調査を行った場合、市長が行う必要な措置について、それぞれ追記しております。

最後に、吹田市いじめ防止基本方針の12、13ページを御覧ください。

平成29年8月と今回の改正に伴い、12、13ページのいじめ事案といじめ重大事態への対応のフロー図も整理いたしました。

各学校において、いじめの問題への対応は最重要課題の一つであり、学校いじめ防止基本方針を策定し、組織的にいじめ事案に対応しております。

また、本市におきましてもこの基本方針を踏まえ、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関との連携等一層の取組を強化し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図ってまいります。

本日御議決いただきましたら、来週の校長・教頭指導連絡会で学校に周知した後、市のホームページで公表する予定です。

本基本方針の改正について、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

平成29年度にもこれを一度改正されているということですが、今年度もう一度改正する必要性を説明してください。

平成29年3月に、国のいじめの防止等のための基本的な方針が改定され、併せて、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインも策定された

原田勝教育長
安達友基子委員

中井建志指導室参事・指導主事

ことを踏まえ、まずは、教育委員会又は学校が担う部分を、平成29年8月に一部改正いたしました。

その後、市長及び市長部局が担う部分について、市長部局と教育委員会で協議を重ねてまいりましたが、この度、準備が整ったことから、主に市長及び市長部局が担う部分について、本基本方針を一部改正いたします。

和泉慎次委員

今回の改正で、教育委員会又は学校が担う部分については改正されないのですか。

中井建志指導室参事・指導主事

今回は、主に市長及び市長部局が担う部分について、本基本方針を一部改正いたしますが、教育委員会と市長及び市長部局が関わる、再調査の結果を踏まえた対処等については、一部改正いたします。

谷口学教育長職務代理者

市長が再調査を実施するにあたり、市長部局の担当はどちらになりますか。

中井建志指導室参事・指導主事

市民部の人権平和室でございます。

谷口学教育長職務代理者

今まで教育委員会が行っていた調査に加えて、人権平和室は、主にどのような部分を担うことになりますか。

中井建志指導室参事・指導主事

13ページのいじめの重大事態への対応のフロー図を御覧ください。

左下、法28条の重大事態調査委員会が、中央④、調査結果を市長に報告した後に、市長が再調査実施を判断した場合に再調査を実施し、右下点線内、法30条の再調査委員会の庶務を主に担当します。

原田勝教育長
全委員

他に、御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第12号「吹田市いじめ防止基本方針の一部改正について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第6 議案第13号「平成31年度（2019年度）吹田市教育委員会重点項目の策定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

生駒靖子教育政策室長

日程第6 議案第13号「平成31年度（2019年度）吹田市教育委員会重点項目の策定について」御説明申し上げます。

議案書の次のページ、表紙から続く、20ページにわたり、平成31年度（2019年度）吹田市教育委員会重点項目（施策）案をお示ししております。

現在、本市の教育振興基本計画、「わが都市（まち）すいたの教育ビジョン」に掲げる3つの基本目標「総合的人間力の形成」、「社会全体の教育力の向上」、「豊かな教育環境の創造」の実現を目指し、様々な事業に取り組んでいるところでございます。

教育ビジョンの基本計画である47施策のうち、当該年度において特に注力すべきと考える施策を、教育委員会事務局で選定し、重点項目（施策）案といたしました。

選定した施策は15施策で、全て平成30年度の重点項目から継続といたしましたが、本市の現状や国の第3期教育振興基本計画、新学習指導要領などの直近の動向を踏まえ、各重点項目を構成する事業の一部を変更し

ております。

また、各重点項目の目的、現状や課題、及び今後の取組の方向性がより市民に分かりやすくなるよう、表現を工夫し、必要に応じ、図表や補足説明を付けております。

なお、平成31年度が現在の教育ビジョンの計画最終年度に当たりますことから、各事業の目標値は、平成31年度末時点の数値といたしました。

それでは、施策の内容について、項目ごとに御説明申し上げます。

まず、項目1「小学校との円滑な接続を重視した教育内容の充実」ですが、園児の発達や小学校への学びの連続性の確保に向け、吹田市立幼稚園・こども園教育課程編成の基準を見直すとともに、小学校教諭との合同研修会や新たな課題へ対応するための研修を実施し、教職員の資質と教育・保育の質の向上に努めます。

次に3ページを御覧ください。

項目2「認定こども園化の推進」では、公立の幼稚園型認定こども園8園及び幼保連携型認定こども園1園について研修や検討会議にて教育・保育の充実に努めます。

次に4ページを御覧ください。

項目3「小中一貫教育の推進」は、就学前から義務教育9年間を一体のものと捉え、小・中連携した教育活動や子供の育ちを支援するとともに、各中学校ブロックの特色ある取組を充実させ、「めざす子ども像」の実現を目指します。

次に5ページを御覧ください。

項目4「確かな学力の育成」は、新学習指導要領に示される資質・能力の育成を目指すとともに、授業改善の方策や研修等の充実により、「確かな学力」の育成及び学習意欲等のさらなる向上を目指します。

次に6ページを御覧ください。

項目5「今日的課題に対応した教育の推進」においても、新学習指導要領の改善事項を踏まえ、「外国語活動の充実」として義務教育9年間を見通した英語教育の充実を、また、「言語活動の確実な育成」として、読書活動の推進体制整備を、さらに、「情報教育の充実」として、ICT機器の活用により、更なる学びの充実や学校における業務の効率化を進めます。

次に8ページを御覧ください。

項目6「生徒指導の充実」では、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤーを効果的に活用することで、様々な教育課題の未然防止、早期解決に取り組み、組織的な生徒指導体制の充実に努めます。

次に9ページを御覧ください。

項目7「特別支援教育の充実」は、障害者差別解消法を踏まえつつ、児童・生徒一人ひとりに応じた適切な特別支援教育を推進します。

また、特別な教育的支援を必要とする園児・児童・生徒の早期発見と対応を図ります。

次に10ページを御覧ください。

項目 8 「生涯学習プログラムの充実」では、第 3 次生涯学習推進計画に基づき、全ての市民を対象とした、幅広い学習の場及び機会を提供し、多様な学習ニーズに応じた内容の充実を図ることで、生涯学習に取り組める環境を整えていきます。

次に 1 2 ページを御覧ください。

項目 9 「青少年の仲間づくり・居場所づくりの推進」では、国の新放課後子ども総合プランに照らし、引き続きこどもプラザ事業と留守家庭児童育成室事業の両事業を一体型として実施し、共通のプログラム等により連携を強化していきます。

次に 1 3 ページを御覧ください。

項目 1 0 「青少年相談の充実」は、社会とのつながりが希薄になった青少年やその家族が、孤立することなく、いつでも相談できる体制を充実させていきます。

また、訪問相談による支援にも力を入れ、青少年に寄り添いながら、セーフティネットの拡大に努めます。

次に 1 4 ページを御覧ください。

項目 1 1 「学校・園施設の整備」は、施設の長寿命化や維持・保全を図るため、校舎大規模改造工事、屋内運動場大規模改造工事、トイレ施設整備工事を引き続き、実施してまいります。

また、特別教室の空調設備の整備については、できる限り早期の設置を目指します。

次に 1 5 ページを御覧ください。

項目 1 2 「安心・安全の確保」は、不審者の侵入に対し、人の目による抑止力が重要である、との考えのもと、小学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園の校園門に、警備員等を引き続き配置し、学校園生活の安全を確保します。

次に 1 6 ページを御覧ください。

項目 1 3 「学校・園運営体制の確立」は、課題が複雑・困難化する小学校に人的支援を行うことで、落ち着いた学習環境の構築を目指します。

次に 1 7 ページを御覧ください。

項目 1 4 「教育資料の提供と教職員研修の充実」では、新学習指導要領を見据えて、最新の教育情報等を収集するとともに、調査・研究を推進し、成果等を発信することで学校の教育力向上を図ります。

また、中核市移行に向けた準備を進めていきます。

最後に 1 9 ページを御覧ください。

項目 1 5 「生涯学習施設の整備・充実」は、生涯学習施設の整備や更新等により、生涯学習活動を支援し、教育施設の体系化を図ります。

中でも北千里小学校跡地複合施設、中央図書館、健都ライブラリーの整備を進め、少年自然の家については、指定管理者制度導入に向け、準備を行ってまいります。

以上、1 5 の項目（施策）が、次年度重点的に取り組む、「平成 3 1 年

原田勝教育長 和泉愼次委員	<p>度重点項目（施策）」でございます。</p> <p>御審議いただき、よろしく御承認賜りますよう、お願いいたします。</p> <p>それでは、この件について、何か御意見はございませんか。</p> <p>昨年度の重点項目の15の施策は据え置き、その中で事業等の一部変更もあるとのことですが、どういったところでしょうか。</p>
生駒靖子教育政策室長	<p>事業や取組の追加や入替えとしまして、例えば、3ページを御覧ください。</p>
安達友基子委員	<p>項目2「認定こども園化の推進」につきましては、施設の整備などが整ったため、この度は2つ事業が加わり、主に、その運用や活用した取組で構成しております。</p> <p>また、19ページを御覧ください。</p> <p>項目15「生涯学習施設の整備・充実」につきましては、中央図書館耐震補強等改修事業を加えるなど、各施設の整備の方向性や運営体制について、新たな内容をお示ししております。</p>
生駒靖子教育政策室長	<p>この重点項目に選定した施策についての検証作業は、どのように考えておられますか。</p> <p>教育委員会の事務の管理及び執行状況として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、例年、次年度の事業実施後に自らの取組の検証を行っております。</p>
原田勝教育長 全委員	<p>また、その成果と課題については報告書を作成し、市民へ説明するとともに、教育行政の情報提供を積極的に行ってまいります。</p>
原田勝教育長	<p>他に、御意見はございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
原田勝教育長	<p>異議なしと認め、議案第13号「平成31年度（2019年度）吹田市教育委員会重点項目の策定について」を承認します。</p>
西本安秀文化財保護課長	<p>次に、日程第7 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について 議案第14号「吹田市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第14号「吹田市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。</p> <p>本案の提案の理由でございますが、国の重要文化財に指定されている旧西尾家住宅につきましては、これまで根本的な修繕が行われていないことによる経年劣化に加え、耐震診断の結果、震度6強の大地震により倒壊の危険性があるとされましたことから、平成31年度（2019年度）から、11年という期間をかけ、大規模な修繕工事を行うことを計画しております。</p>
	<p>この大規模修繕工事を実施するに当たり、貴重な歴史遺産である、旧西尾家住宅に、一人でも多くの方が一層の愛着を持っていただくことを目的に、市内・市外を問わず、幅広く寄附を募ることを予定しておりますが、寄せられました寄附金を積み立てるための、旧西尾家住宅大規模修繕基金</p>

を設置するものでございます。

恐れ入りますが、吹田市積立基金条例現行・改正案対照表を御覧ください。

改正案の内容でございますが、第1条に、第15号を加え、新たに設置いたします基金の名称を旧西尾家住宅大規模修繕基金とし、その目的を旧西尾家住宅の大規模修繕に係る資金の積立てとするものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、御審議をいただき、御承認いただきますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

大規模修繕工事の概要はどのようなものですか。

工事の内容ですが、建物はほぼ全体が対象となり、主要な建物である主屋は解体修理を行います。

平成31年度はコンクリート塀の実施設計を行います。平成32年度に主屋等建物の実施設計とコンクリート塀の修繕工事を行います。平成33年度から37年度に主屋の工事、平成38年度から離れ等、残りの建物等の修繕工事を行い、平成41年度に終了する予定で、工事期間は11年間の予定です。

大規模修繕工事に補助金はあるのですか。

市が国の管理団体に指定されていますので、国庫補助要項により、保存修理については国の補助金は工事費の65%が対象となり、約10億円の補助金を見込んでいます。市の負担は約6億円程度になると想定しています。

寄附金の目標額は設定しているのですか。

市の負担となる想定額約6億円の1割程度を想定しています。

工事期間中を含め、今後の旧西尾家住宅の公開予定について説明してください。

昨年の地震・台風被害により現在臨時休館中で、平成31年度当初もその補修工事が続くため、臨時休館をいたしますが、それが終了すれば、日数、見学範囲を限定した公開を行いたいと考えております。

本格的な工事を始める予定の平成33年度から終了まで、工事期間中は原則閉館の予定ですが、工事期間中でしか見られないものがあると考えられますので、工事に支障がなく、安全性が確保される中で限定的に公開をしたいと考えております。

他に、御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第14号「吹田市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について」を承認します。

次に、議案第15号「吹田市立健都ライブラリー建設工事（建築工事）請負契約の締結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

議案第15号「吹田市立健都ライブラリー建設工事（建築工事）請負契

原田勝教育長
福田知弘委員
西本安秀文化財保護課長

谷口学教育長職務代理者
西本安秀文化財保護課長

和泉慎次委員
西本安秀文化財保護課長
大谷佐知子委員

西本安秀文化財保護課長

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

原田勝教育長

林野優子地域教育部参事

約の締結について」御説明申し上げます。

まず初めに、本案に係る趣旨につきまして、御説明申し上げます。

現在、北大阪健康医療都市（健都）では、「健康・医療」をキーワードに、多世代が集い、交流できる場として、健康への「気づき」、「楽しみ」、「学び」をコンセプトに、健都ライブラリーの整備を進めております。

健都ライブラリーについては、既存の市内図書館の設置目的に加えて、健康寿命の延伸に資することを目的とすることを吹田市立図書館条例の一部改正して明示し、平成30年（2018年）12月28日に公布いたしました。

本案に係る予算につきましては、平成30年9月市議会におきまして、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの債務負担行為を御可決いただきました。

本案の提案理由でございますが、健都ライブラリーの建設工事（建築工事）について、平成31年（2019年）1月29日に制限付き一般競争入札の開札を行いました結果、落札候補者が決定いたしましたので、工事請負契約議案の承認を求めます。

工事の概要等につきましては、議案書の次のページを御覧ください。

（1）構造・階数 鉄骨造、地上2階、塔屋1階、（2）敷地面積 11198.63㎡、（3）建築面積 1444.01㎡、（4）延床面積 1877.76㎡、（5）工事内容 図書館本体工事、ゴミ置き場工事、外構工事、昇降機工事、新幹線改修工事であり、請負金額は税込みで879,120,000円、請負者は、大鉄・ビック特定建設工事共同企業体でございます。

工事場所につきましては、吹田市岸部新町2番一部、同3番地内でございます。工期につきましては、平成31年2月市議会議決後から平成32年（2020年）6月30日までを予定しております。

なお、議案書に付けております、議案参考資料の1ページから15ページに、工事概要、請負者の営業の沿革、工事経歴書、財務諸表、図面などをお示しいたしておりますので、御参照ください。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただきまして、議案のとおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第15号「吹田市立健都ライブラリー建設工事（建築工事）請負契約の締結について」を承認します。

次に、議案第16号「平成31年2月吹田市議会定例会提案の平成31年度当初予算案について」及び「平成31年2月吹田市議会定例会提案の平成30年度補正予算案について」を一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第7 議案第16号「平成31年2月吹田市議会定例会提案の平成31年度当初予算案について」及び議案第17号「平成31年2月吹田市

原田勝教育長
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

中村美和教育総務室参事

議会定例会提案の平成30年度補正予算案について」一括して御説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から意見を求められた、平成31年2月議会に提案される平成31年度当初予算及び平成30年度補正予算にかかる議案につきまして、それぞれ御承認をお願いするものでございます。

初めに、平成31年度教育費の歳出にかかる当初予算案について、1ページから2ページにかけて、科目別対前年度比較表をお示ししております。

一番左の列には、教育費を項、目別に区分し、その右から、順に平成31年度を本年度、平成30年度を前年度とする当初予算額を、また一番右の列にそれぞれの増減額をお示ししております。金額は千円単位でございます。

2ページをお願いいたします。

一番下の行に、教育費の合計額をお示ししております。平成31年度の教育費は、12,207,266,000円で、対前年度比で839,890,000円の増額となっております。

なお、平成31年度吹田市一般会計予算は、126,893,847,000円で、対前年度比で2,579,091,000円の増額、率にして2.07パーセント増加しております。

また、一般会計に占める教育費の割合は9.62パーセントとなり、前年度の9.14パーセントに比べ、0.48ポイント増加しております。

次に、3ページをお願いいたします。

3ページから6ページにかけて歳入予算をお示ししております。

左の列から順に、科目、本年度予算額、前年度予算額、増減額、節の内訳、一番右の列が説明となっております。金額は千円単位でございます。

初めに、分担金及び負担金の教育費負担金につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金で、前年度比で446,000円の増額となっております。

次に、使用料及び手数料の教育使用料につきましては、主に幼児教育・保育無償化に伴う幼稚園使用料の減額により、前年度比で41,774,000円の減額となっております。

国庫支出金の教育費国庫負担金につきましては、小学校過大校等対策事業に充当されるものとして、新たに公立学校施設整備費負担金3,268,000円を計上しております。

民生費国庫補助金につきましては、幼稚園の一時預かり事業に係る子ども・子育て支援交付金の増額により、前年度比で1,345,000円の増額となっております。

4ページをお願いいたします。

消防費国庫補助金につきましては、中央図書館耐震補強等改修事業に充当されるものとして、新たに社会資本整備総合交付金1,283,000

円を計上しております。

教育費国庫補助金につきましては、前年度比で34,159,000円の減額となっております。

続きまして、府支出金の民生費府補助金につきましては、民生費国庫補助金と同様に、子ども・子育て支援交付金の増額により、前年度比で1,345,000円の増額となっております。

教育費府補助金でございますが、認定こども園施設整備費補助金の減額などにより、前年度比で155,783,000円の減額となっております。

5ページをお願いいたします。

財産収入の財産貸付収入につきましては、前年度比で8,000円の増額となっております。

利子及び配当金につきましては、前年度比増減はございません。

次に、繰入金のこども笑顔輝き基金繰入金につきましては、前年度比で30,000,000円の増額となっております。

続きまして、諸収入の給食物資購入資金貸付金回収金収入につきましては、前年度比増減はございません。

雑入につきましては、7,079,000円の増額となっております。

6ページをお願いいたします。

市債の教育債につきましては、幼稚園型認定こども園整備事業、中央図書館改修事業等によるもので、前年度比で607,000,000円の増額となっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

7ページから26ページにつきましては、歳出予算をお示ししております。

初めに、教育総務費でございますが、教育委員会費は、前年度比で133,854,000円の減額となっております。これは主に、職員手当等のうち退職手当の減額によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

教育センター費につきましては、前年度比で23,554,000円の増額となっております。これは主に、人件費の増加によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

教育指導費につきましては、前年度比で10,709,000円の減額となっております。これは主に、障がい児介助員の報酬等の減額によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

人権教育企画費につきましては、前年度比で40,000円の減額となっております。

学習支援費につきましては、前年度比で336,000円の増額となっております。

11ページをお願いいたします。

小学校費でございますが、小学校管理運営費は、前年度比で10,133,000円の増額となっております。

12ページをお願いいたします。

小学校改修費につきましては、前年度比で219,023,000円の増額となっております。これは主に、校舎大規模改造、屋内運動場大規模改造及びトイレ施設整備に関する経費の増額によるものでございます。

次に、中学校費でございますが、中学校管理運営費は、前年度比で13,029,000円の減額となっております。

13ページをお願いいたします。

中学校改修費につきましては、前年度比で23,004,000円の増額となっております。これは主に、校舎大規模改造、屋内運動場大規模改造及びトイレ施設整備に関する経費の増額によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

幼稚園費でございますが、幼稚園費は、前年度比で289,843,000円の減額となっております。これは主に、幼児教育・保育無償化に伴う私立幼稚園就園奨励費補助金の減額によるものでございます。

15ページをお願いいたします。

認定こども園吹田南幼稚園移転整備費につきましては、前年度比で416,345,000円の増額となっております。これは、認定こども園吹田南幼稚園移転整備に係る工事請負費の増額によるものでございます。

次に、社会教育費でございますが、社会教育総務費は、前年度比で15,023,000円の増額となっております。これは主に、人件費の増加によるものでございます。

16ページをお願いいたします。

青少年教育費につきましては、前年度比で848,000円の増額となっております。

17ページをお願いいたします。

公民館費につきましては、前年度比で19,147,000円の増額となっております。これは主に、旧山手地区公民館解体工事費を計上したことによるものでございます。

次に、図書館費につきましては、前年度比で87,015,000円の増額となっております。これは主に、中央図書館耐震補強等改修工事費を計上したことによるものでございます。

19ページをお願いいたします。

自然体験交流センター費につきましては、前年度比で17,281,000円の減額となっております。これは主に、平成30年度は防犯柵設置工事費17,091,000円を計上していたことによるものでございます。

次に、少年自然の家費につきましては、前年度比で936,000円の増額となっております。

20ページをお願いいたします。

青少年クリエイティブセンター費につきましては、前年度比で24,348,000円の減額となっております。これは主に、平成30年度は外壁改修工事費30,358,000円を計上していたことによるものでございます。

21ページをお願いいたします。

文化財保護費は、前年度比で11,567,000円の減額となっております。これは主に、旧中西家住宅修繕に係る修繕料の減額によるものでございます。

22ページをお願いいたします。

博物館費につきましては、前年度比で9,216,000円の減額となっております。これは主に、平成30年度に施設の改修工事に伴う工事請負費を計上していたことによるものでございます。

23ページをお願いいたします。

生涯学習費につきましては、前年度比で18,773,000円の減額となっております。これは主に、平成30年度に小学校で地域交流室として使用していた教室を普通教室等へ改修する工事費15,412,000円を計上していたことによるものでございます。

公民館改修費につきましては、前年度比で284,240,000円の減額となっております。これは主に、平成30年度に地区公民館の改修工事ともなう工事請負費を計上していたことによるものでございます。

青少年活動サポートプラザ費につきましては、前年度比で10,738,000円の増額となっております。これは主に、施設の修繕料及び管理委託料の増額によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

(仮称)健都ライブラリー建設費につきましては、前年度比で528,520,000円の増額となっております。これは主に、建設工事に係る工事請負費によるものでございます。

北千里小学校跡地複合施設建設費につきましては、北千里小学校跡地に図書館、公民館、児童センターの機能を想定した複合施設の建設整備に係る計画・設計等委託料で、28,330,000円を計上しております。

25ページをお願いいたします。

保健体育費でございますが、保健体育総務費は、前年度比19,864,000円の増額となっております。これは、人件費の増加によるものでございます。

学校保健体育費につきましては、前年度比で11,315,000円の増額となっております。これは、主に、普通教室に転用する教室への空調設備設置に係る経費の計上によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

学校給食費につきましては、前年度比で238,659,000円の増額となっております。これは主に、今後児童数の増加が予想されている学

校に対して厨房用備品の増設や給食調理室改修工事に伴う経費の増加によるものでございます。

27ページをお願いいたします。

債務負担行為につきましては、将来にわたる債務を負担するため、その期間と限度額を示し、計上するものでございます。

健都レールサイド公園及び健都ライブラリー指定管理業務をはじめ、8つの事項につきまして、それぞれ表にお示ししております期間、限度額としております。

以上が、平成31年度教育費当初予算案の説明でございます。

続きまして、議案第17号「平成30年度補正予算案について」御説明いたします。

まず、平成30年度教育費補正予算案の1ページをお願いいたします。

1ページから2ページにかけて、歳入予算の補正額をお示ししております。

初めに、教育使用料・自然体験交流センター使用料につきましては、使用料収入が当初見込みを上回ることにより、1,300,000円を増額するものでございます。

教育費国庫補助金でございますが、幼稚園就園奨励費補助金につきましては、補助金の交付決定額が当初見込みを上回ったことにより、1,923,000円を増額するものでございます。

埋蔵文化財緊急調査費補助金及びインクルーシブ教育システム推進事業補助金につきましては、当初見込みを下回ったため、それぞれ1,115,000円、2,916,000円を減額するものでございます。

ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金につきましては、小学校一般営繕事業、普通教室空調設備増設設置事業等に充当されるものとして、新たに交付金110,665,000円を計上しております。

災害復旧費国庫補助金・公立学校施設災害復旧費補助金につきましては、小学校一般営繕事業等に充当されるものとして、新たに補助金49,764,000円を計上しております。

民生費府補助金・子どもの貧困緊急対策事業費補助金につきましては、教育センターの来所・電話相談事業に対する補助金3,000,000円、及び青少年活動サポートプラザの青少年相談事業に対する補助金17,000,000円、合計20,000,000円を新たに計上しております。

教育費府補助金・市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金につきましては、看護師の配置日数が当初見込みを下回ったことにより、830,000円を減額するものでございます。

2ページをお願いいたします。

こども笑顔輝き基金繰入金につきましては、他の財源により執行することとしたことにより、幼稚園費への充当額10,000,000円を減額するものでございます。

雑入、教育債につきましては、それぞれ当初見込みを下回ったものを減

額、上回ったものを増額するものでございます。

災害復旧事業債につきましては、教育施設災害復旧事業債及び旧中西家住宅災害復旧事業債を増額するものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

3ページ以降は歳出予算の補正額でございます。これは、主に今後予算執行の見込みのないものについて減額するものでございます。

なお、表の中ほど「節」の「区分」中、給料、職員手当等及び共済費の人件費につきましては、当初予算の積算が平成30年1月を基準としているため、その後の人事異動、育児休業等により、差額が生じたこと等により、調整するものでございます。

以下、人件費以外の主な項目について御説明いたします。

まず、教育総務費でございますが、教育委員会費において、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費の減額は、主に、教職員出退勤管理システムの導入に係る経費において不用額を減額するものでございます。

教育センター費につきましては、6,460,000円を減額するものでございます。主なものとしまして、報酬2,690,000円の減額は教育相談等非常勤職員報酬が見込みを下回ったこと、役務費2,104,000円の減額はインターネット通信費が見込みを下回ったことによるものでございます。

教育指導費につきましては、18,169,000円を減額するものでございます。主なものとしまして、報酬7,400,000円の減額は障がい児介助員の退職に伴うもの、賃金7,580,000円の減額は医療的ケア体制整備において看護師の配置が不要となった学校があったこと、委託料3,010,000円の減額はリフト付きワゴン車の配車が当初見込みを下回ったこと等によるものでございます。

学習支援費2,400,000円の減額は、高等学校等学習支援金の選定者数が当初見込みを下回ったため、不用額を減額するものでございます。

4ページをお願いいたします。

小学校費でございますが、小学校管理運営費は、234,190,000円を増額するものでございます。委託料、工事請負費においてはフェンス復旧に係る経費を、備品購入費においては空調設備の備品購入費を増額するものでございます。

一方、扶助費38,200,000円は、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給対象者が当初見込みを下回ったため、不用額を減額するものでございます。

小学校改修費につきましては、委託料及び工事請負費の契約差金として、420,665,000円を減額するものでございます。

次に、中学校費でございますが、中学校管理運営費は、36,174,000円を増額するものでございます。

4ページから5ページにかけては、委託料、工事請負費においてはフェンス復旧に係る経費を、備品購入費においては空調設備の備品購入費を

増額するものでございます。

一方、扶助費16,400,000円は、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給対象者が当初見込みを下回ったため、不用額を減額するものでございます。

中学校改修費につきましては、委託料及び工事請負費の契約差金として、365,789,000円を減額するものでございます。

幼稚園費でございますが、工事請負費においてはフェンス復旧に係る経費を増額するものでございます。負担金、補助及び交付金10,557,000円は、保育対応・子育て支援型幼稚園預かり保育事業補助金の補助対象施設が当初見込みを下回ったため不用額を減額するものでございます。

認定こども園吹田南幼稚園移転整備費につきましては、財源内訳を変更するものでございます。

6ページをお願いいたします。

次に、社会教育費でございますが、青少年教育費は991,000円を減額するものでございます。主なものとしまして、委託料857,000円は、太陽の広場の実施回数が当初見込みを下回ったため不用額を減額するものでございます。

公民館費につきましては、報酬1,088,000円を減額するものでございます。これは、地区公民館企画運営委員の欠員分の報酬不用額を減額するものでございます。

図書館費につきましては、12,439,000円を減額するものでございます。主なものとしまして、報酬3,850,000円の減額は、非常勤職員の報酬が当初見込みを下回ったため、不用額を減額するものでございます。委託料3,743,000円の減額は、中央図書館耐震補強等改修工事实施設計業務委託料の契約差金を減額するものでございます。

自然体験交流センター費につきましては、使用料の増額補正に伴う財源内訳を変更するものでございます。

少年自然の家費につきましては、工事請負費の契約差金として4,023,000円を減額するものでございます。

青少年クリエイティブセンター費につきましては、4,395,000円を減額するものでございます。主なものとしまして、需用費1,232,000円は、光熱水費が当初見込みを下回ったため、減額するものでございます。工事請負費3,963,000円は、工事の契約差金を減額するものでございます。

文化財保護費につきましては、人件費のほか、委託料の契約差金として1,115,000円を減額するものでございます。

博物館費につきましては、委託料及び工事請負費の契約差金として、4,229,000円を減額するものでございます。

公民館改修費につきましては、江坂大池地区公民館改修工事の契約差金として、工事請負費16,039,000円を減額するものでございます。

青少年活動サポートプラザ費につきましては、2,553,000円を減額するものでございます。主なものとしまして、報酬、賃金、報償費が当初見込みを下回ったため、不用額を減額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

保健体育費でございますが、学校保健体育費は67,214,000円を増額するもので、主に、普通教室に転用する教室への空調設備設置に係る経費の計上によるものでございます。

学校給食費につきましては、45,306,000円を減額するものでございます。主なものとしまして、委託料につきましては、中学校給食調理等委託業務において食数が当初見込みを下回ったため、不用額を減額するものでございます。工事請負費につきましては、給食調理室改修工事の契約差金による不用額を減額するものでございます。

以上、教育費全体で、653,526,000円の減額補正を行うものでございます。なお、補正後の教育費総計は13,658,279,000円となります。

最後に、8ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正をお示ししております。左の列から教育費を項、事項別に区分し、その右から繰越額、内容、繰越理由をお示ししております。金額は千円単位でございます。

小学校一般営繕事業をはじめ6つの事業につきまして、それぞれ表にお示ししております金額を繰り越すものでございます。

以上が、平成30年度教育費補正予算案の説明でございます。

簡単な説明ではございますが、議案第16号及び議案第17号につきまして、それぞれ、原案どおり、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第16号「平成31年2月吹田市議会定例会提案の平成31年度当初予算案について」及び議案第17号「平成31年2月吹田市議会定例会提案の平成30年度補正予算案について」を承認します。

次に、日程第8 教育長報告を議題とします。

初めに、「損害賠償額の決定に関する専決処分について」です。

事務局の説明を求めます。

日程第8 教育長報告といたしまして、「損害賠償額の決定に関する専決処分について」御報告申し上げます。

専決処分年月日を平成31年2月4日、損害賠償額は16,200円、相手方は兵庫県尼崎市にあります、株式会社日興商会でございます。

事故の概要につきましては、平成31年1月18日午前10時14分、地域教育部文化財保護課職員運転の軽自動車は、吹田市役所本庁舎駐車場内において、駐車中の相手方法人所有の軽貨物車に接触し、損傷させたものでございます。

原田勝教育長
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

西本安秀文化財保護課長

原田勝教育長
原田勝教育長

このような御報告をすることになり、誠に申し訳なく思っております。
それでは、この件について、何か御意見はございませんか。
御意見がないようですので、次に、「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」です。

林勝放課後子ども育成課長

事務局の説明を求めます。
教育長報告といたしまして、「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御報告申し上げます。

資料を御覧ください。
改正の理由でございますが、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員の配置等の基準につきましては、児童福祉法の規定により、厚生労働省令に定める基準に従い、市町村が条例で定めることとされていますが、現在、国におきまして、これらの基準を、厚生労働省令に定める基準を参酌して、条例で定めることができるよう、法令等の改正を行うことが予定されています。

本市としましては、同基準が参酌すべき基準に変更された後も、現行の従うべき基準の内容を維持する方針でありますことから、今回、そのことをお示しいたしますため、同基準を、直接定めるよう規定の整理を行うものです。

改正案の内容につきましては、現行・改正案対照表により御説明申し上げます。

第3条の改正でございますが、現行、放課後児童健全育成事業の児童の数、いわゆる支援の単位の基準につきましては、参酌すべき基準である厚生労働省令と異なる内容を定めているものでございますが、その内容を変更せず、改正案の第3条第4項において、直接定めるものでございます。

改正案の第3条第1項から第3項までは、放課後児童支援員の配置の基準を、次のページにかけての第5項は、放課後児童支援員の資格に関する基準を、従うべき基準である厚生労働省令と同じ内容で、直接定めるものでございます。

前のページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上が吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

御意見がないようですので、次に、「平成31年度当初予算及び平成30年度補正予算について（放課後子ども育成課所管分）」です。

林勝放課後子ども育成課長

事務局の説明を求めます。

次に、「平成31年度当初予算及び平成30年度補正予算について（放課後子ども育成課所管分）」を御説明申し上げます。

初めに、平成31年度当初予算案説明書でございますが、まずは歳入をお示ししております。

前年度比で155,135,000円の増額となっております。これは主に入室児童数の増加に伴う子ども・子育て支援交付金の補助金の増加及び育成室整備に伴う市債の増加等によるものです。

次のページをお願いします。

続きまして、歳出でございますが、予算科目は、(款)民生費、(項)児童福祉費、(目)留守家庭児童育成費でございます。

前年度比で、219,125,000円の増額となっております。

これは主に、委託料として入室児童数の増加に伴う運營業務委託料が増大したこと、また、工事請負費として千三留守家庭児童育成室プレハブ教室設置工事が計上されていること等によるものです。

次のページをお願いいたします。

平成30年度補正予算案説明書でございます。61,890,000円を減額するものです。

主なものといたしましては、委託料41,770,000円でございますが、これは、運営を委託している留守家庭児童育成室におきまして、障がい児を受入れる際に加配する指導員数が見込みを下回ったこと等によるため、不用額を減額するものです。

次のページをお願いします。

こちらは、債務負担行為補正でございます。

まず、上段の追加といたしましては、千里丘北留守家庭児童室運營業務につきましては、入室児童数の増加が当初の見込みを上回ったため、委託料の限度額の追加をするものです。

下段の廃止といたしましては、東留守家庭児童育成室及び豊一留守家庭児童育成室の運營業務につきましては、事業者の選定に至らなかったため、債務負担行為を廃止するものです。

以上が、放課後子ども育成課所管分の平成31年度当初予算案及び平成30年度補正予算案の説明でございます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

御意見がないようですので、次に、「学校・警察相互連携制度の締結について」です。

事務局の説明を求めます。

教育長報告事項「学校・警察相互連絡制度の締結について」を、指導室より御説明申し上げます。

議案書最終ページを御覧ください。

本制度は、児童・生徒の健全育成のため、非行やいじめ等問題行動、犯罪被害防止及び安全確保について学校と警察がそれぞれの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、緊密な連携の下に効果的な対応を図ることを目的としています。

本制度は、全国47都道府県中45都道府県下の全市町村がすでに協定

原田勝教育長
原田勝教育長

中井建志指導室参事・指導主事

を締結しており、府下においても、43市町村中、本市を含め38市町村がすでに締結し、運用を開始している制度でございます。

次に、個人情報の取扱いについて説明いたします。

具体的な内容としては、警察から学校へは、逮捕事案、ぐ犯その他の非行事案等及び児童・生徒の被害に係る事案、学校から警察へは、児童・生徒の非行、犯罪被害の未然防止及び安全確保に関するものですが、いずれも校長又は警察署長が連絡を必要と認める事項とし、取扱いは、校長若しくは警察署長、又は校長もしくは警察署長が指定した者が、電話又は面接による口頭連絡により速やかに行うものとします。

最後に、本制度導入に伴う効果について、3点説明いたします。

1点目、児童・生徒に係る対象事案については、本協定を根拠に児童・生徒の個人情報も含めて必要な情報を相互に連絡し合うことができるようになります。

2点目、管轄警察署以外の場所での逮捕事案や非行事案についても、取扱い警察署から管轄警察署に情報が入り、学校へ連絡をすることができるため、適切な事後指導が可能となります。

3点目、いじめ相談をはじめ、幅広い相談を学校が警察署に行うようになることから、速やかな事件捜査・事案調査へと結びつくものと考えられます。

先日、1月30日に大阪府警本部にて締結された本制度ですが、今後、3月の校長・教頭指導連絡会を通じて学校に対して周知し、来年度、平成31年4月1日からの運用を予定しております。

以上でございます。

原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

生駒靖子教育政策室長

御意見がないようですので、以上で教育長報告を終わります。

恐れ入りますが、追加議案を1件、提出させて頂きたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

原田勝教育長

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認めます。

それでは、追加議案につきまして、追加日程第1とすることといたします。

それでは、議案を配布してください。

－議案書配布－

原田勝教育長

ただ今提出されました追加議案の審議にあたりまして、本件は公表により公正な選定を妨げる恐れのある事項について審議するものですので、吹田市教育委員会会議規則第5条ただし書きの規定により、秘密会としますが、御異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、本件を秘密会とします。

原田勝教育長
原田勝教育長

傍聴は許可いたしませんので、退室してください。

—傍聴者退室—

—秘密会—

ここで、秘密会を解きます。

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、2月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午前11時55分